

低所得の  
子育て世帯に対する

# 子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内



ひとり親世帯の方のうち、遺族年金などを受けている世帯の方、令和2年2月以降の収入が1か月分でも減少した世帯の方は、対象となる可能性があります。



## 1. 支給対象者

次の①～③のいずれかに該当し、令和5年3月末時点で18歳以下(心身に一定の障害がある場合は、20歳未満)となる児童を監護する方が対象となります。

※児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

※事実婚に該当する方などは対象になりません。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

### ① 令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている方

※令和4年3月末までに認定請求をして、認定されている方が対象となります。

※なお、令和4年3月末で児童扶養手当の資格を喪失した方は、本給付金の対象にはなりません。

### ② 公的年金等を受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方

※公的年金等：遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない方も対象となります。

※令和4年3月末時点で、ひとり親かつ令和2年の収入または所得が定められた基準額未満であることが必要です。

### ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降かつひとり親になって以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている、申請時点でひとり親の方

※扶養義務者の収入が減少した場合も対象となります。

※令和5年2月2日以降にひとり親となった方は、ひとり親となってから申請期限までの期間が1か月に満たないため、1か月分の勤務実績による収入額が算定できないことから、本給付金の対象となりませんので、ご注意ください。

## 2. 支給額

児童1人につき **5万円**

### 3. 給付金の支給手続き

#### 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている口座に振り込みます。  
（仙台市では令和4年6月14日に支給）

#### 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにご提出ください。
- ▶ 申請受付後、給付金の支給要件に該当する方には、1か月程度で振り込みます。

#### ●申請書の添付書類の例（申請する方によって必要な添付書類が異なります。）

##### 申請・請求者本人確認書類のコピー

（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

##### 給与明細書、年金振込通知書などのコピー



##### 受取口座を確認できる書類のコピー

（振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードなど）

##### 戸籍謄本（原本）など

（※児童扶養手当の認定を受けている方は不要です）

#### ●申請書の配布場所・提出先

- お住まいの区の区役所・総合支所の児童扶養手当担当窓口
- 郵送、または直接持参でご提出ください



#### ●申請受付期間

令和4年6月10日(金)～令和5年2月28日(火)

\* 郵送の場合は当日消印有効

お問い合わせ先

仙台市 子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

022-200-6424

開設期間：9月30日(金)まで

開設時間：8時30分～18時(土・日・祝日含む)



仙台市  
ホームページ

低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援  
特別給付金

ひとり親世帯分



[http://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/kosodatesetai\\_seikatusientokubetukyufu4.html](http://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/kosodatesetai_seikatusientokubetukyufu4.html)

●申請書は、仙台市ホームページからもダウンロードできます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。